

2023年11月29日

博士学位論文申請予定者（課程博士・論文博士） 各位

神戸大学大学院農学研究科

博士学位論文作成要領 共著論文を使用することの承諾書廃止について

本研究科では、博士論文の審査を願い出る際に提出書類として共著論文を使用することの承諾書を求めていましたが、「課程博士学位論文作成要領」及び「論文博士学位論文作成要領」を2023年11月24日付で改正し、承諾書の提出を廃止いたしましたのでお知らせします。

○「課程博士学位論文作成要領」及び「論文博士学位論文作成要領」改正内容

	改正前		改正後
共著論文についての取り扱い	共著論文のうち、次の条件を満たしているものは、学位論文として使用することができる。 <u>(1) 学位論文提出者が研究及び論文作成の主働者であること。</u> (学位論文提出者がいわゆるシニアオーサーであること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。) <u>(2) 当該論文の共著者から、学位論文提出者の学位論文とすることについての「承諾書」が得られること。</u> <u>*承諾書の様式は、別紙2のとおりとする。</u>	→	共著論文のうち、次の条件を満たしているものは、学位論文として使用することができる。 学位論文提出者が研究及び論文作成の主働者であること。 (学位論文提出者がいわゆるシニアオーサーであること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。)